

機能要件確認表

重要度	必須：必ず実現しなければならないもの。満たさない場合は失格になりうる。
対応	◎：要求以上の水準で実現 ○：要求どおりではないが、代替機能の利用などにより、機能を実現 ▲：カスタマイズ（無償）で機能を実現 △：カスタマイズ（有償）で機能を実現 ×：記載の機能を実現できない。
カスタマイズ費用	「対応」において、「カスタマイズ（有償）で機能を実現（△）」となる場合は、その費用も記載すること。
その他	仕様書の本文も必ず参照すること。仕様書と本一覧は、互いに独立したのではなく、この一覧は仕様書本の下位文書であり、まず仕様書に依ること。 対応における「実現」は、提案金額の範囲内で実現するという意味であり、別途費用をかけることで技術的に可能という意味ではないこと。

機能		重要度	対応	カスタマイズ 費用(税抜)	備考
1. 基本要件					
1.1	特別な知識を持たない職員にとっても使いやすいように、画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性の優れたシステムであること。 また、入力画面はスクロールを必要としない設計でカテゴリ毎に画面分割して操作性を確保できること。	必須			
1.2	長時間画面を見続けてもストレスや疲労感を与えないようレイアウトや画面全体の色合い等に配慮したシステムであること。				
1.3	ライセンス調達した職員の端末で同時にシステムにアクセスできること。	必須			
1.4	定期的にソフトウェアがバージョンアップされ（基本的には年1回程度、ただし、関係法令改正によるシステムの見直し等が発生した場合は適宜実施）、機能強化が図られるシステムを納品すること。 なお、法改正によりシステム改修が生じる場合は原則として保守内で対応すること。 また、使用しているソフトウェア等に情報セキュリティ上重大な欠陥が発表された場合、保守内での対応とすること。	必須			
1.5	各帳票は、全て本市の指定する様式をExcel形式及びPDF形式で出力・印刷できること。また、全ての帳票は受託者を介さずにExcelを用いて職員が簡単に登録・修正できること。	必須			
1.6	あいまい検索・完全一致検索や、あいまい複合条件検索ができること。	必須			
1.7	検索結果が複数存在する場合には、画面に一覧表示し、その中から選択ができること。	必須			
1.8	システムに登録してある避難行動要支援者や民生委員や自治会などの文字情報は全てCSV形式により職員が出力できる機能を実装し、次期システムへ移行する際も市の資産データとして永続的に活用できること。	必須			
1.9	システムに登録してある避難行動要支援者が居住する家屋データや民生委員のエリア情報や自治会のエリア情報などは全てSHAPE形式によるGISデータとして職員が出力できる機能を実装し、次期システムへ移行する際も市の資産データとして永続的に活用できること。	必須			
2. 現行システムデータ移行					
2.1	現行システムの避難行動要支援者データ（CSV形式）を新システムに全て移行できること。	必須			
2.2	現行システムの民生委員や自治会などのマスターデータ（CSV形式）を取り込み設定できること。				
3. 基本連携概要					
3.1	住民基本台帳情報及び介護認定情報（要介護・要支援等）、障害者手帳情報（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障害等級・種別等）のcsvファイルを取込み、情報を更新できること。 なお、市職員のみでデータ連携ができることとする。	必須			
3.2	住民基本台帳情報、介護認定情報、障害者手帳情報など他システムとの連携については、他システムのベンダーなどの加工作業は発生させないこと。 当システム側で一括で取り込み、取込のため連携プログラムとチェック機能を合わせて納品すること。	必須			
3.3	連携処理については、自動・手動のどちらでも実施できること。 自動によるデータ更新を行う際は、更新時期の設定を職員が行うことができること。	必須			
3.4	自動で連携処理を行う際は、時点を指定してデータ連携の状況を表示できること。 連携異常が発生している場合は、メッセージを表示し、メッセージをクリックすることにより、詳細確認画面へ遷移すること。				
3.5	データ連携処理結果（ログ）の印刷ができること。				
3.6	処理日、住所（字・丁目）の範囲指定及び異動内容等を条件として該当者の変更内容の表示・印刷ができること。				
3.7	避難行動要支援者の対象要件区分（避難行動要支援者の支援事由）は、システムを利用して職員が任意に設定し、変更がおこなえること。	必須			
4. バックアップ					
4.1	全てのデータのバックアップが自動又は手動で実施できること。	必須			
4.2	データのバックアップが自動でできる場合は日次、週次、月次と選択が可能なこと。				
5. 画面入力					
5.1	日付は、カレンダー入力ができること。	必須			
5.2	氏名、フリガナ、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号等、基礎データを入力・管理できること。	必須			
5.3	基礎データ以外に介護情報、障害情報、緊急連絡先、自治会、民生委員等の情報を入力・管理できること。	必須			
5.4	入力する項目の追加（拡張）ができること。	必須			
5.5	避難行動要支援者本人の名簿および個別避難計画の情報提供の同意の有無を入力することができること。	必須			
5.6	緊急連絡先及び避難支援者の個別避難計画の情報提供の同意の有無を入力することができること。	必須			
5.7	日付入力については、年号と年月日を別々の項目で入力することなく、一連で入力ができること。（昭和：1・大正：2・昭和：3・平成：4・令和：5のキーにより「5080101」で令和8年1月1日と入力できること。				
5.8	明らかな入力ミスを防ぐためのエラーチェックができること、あるいは任意の組合せによりエラーチェック箇所をリストとして抽出し、職員が当該箇所を選択しながら修正作業が行える機能を有すること。				
6. 個人情報管理					
6.1	システム独自で住民登録外（住登外）者を登録、更新、削除ができること。				
6.2	登録した住登外者は住民と区別ができる方法（特定の宛名番号を登録するなど）があること。				
6.3	住民区分が除票（転出・死亡等）であるかが画面上で一目で分かること。	必須			
6.4	世帯情報の参照ができること。また、同一地番世帯の情報も参照し、確認ができること。	必須			
6.5	市の指定する外字を登録できること。	必須			
6.6	各業務画面でDV情報が登録してある市民を検索した場合、各画面上アラート表示があること。	必須			
6.7	DV情報が登録してある市民の情報については、地域に提供する名簿出力の際に未表示制限や注意喚起する機能があること。	必須			
6.8	個人に対し、緊急連絡先及び避難支援者がそれぞれ2件以上登録できること。	必須			
6.9	PDFやテキスト等のファイルを対象者に関連付けて取り込み、閲覧できること。（手書きによる同意書や同じく個別避難計画等のイメージ画像など）	必須			
6.10	避難行動要支援者の基本情報や支援事由、緊急連絡先等とは別に、任意の拡張項目を複数設定できること。	必須			
7. 住民検索機能					
7.1	住民の検索画面は、宛名番号・かな（カナ）氏名・漢字氏名・生年月日・住所・避難行動要支援者番号で検索できること。	必須			
7.2	かな（カナ）氏名・漢字氏名検索においては、あいまい検索（前方一致など）をサポートすること。	必須			
7.3	住民の世帯一覧から個人を選択し、個人情報の詳細を表示することができること。	必須			
7.4	複数の検索項目を複合して検索ができること。	必須			
8. マスタ機能					
8.1	本市が用意する民生委員や自治会などのマスターデータをシステムへセットアップすること。	必須			
8.2	各マスタの登録・修正・削除ができ、コード管理をすることができること。	必須			
8.3	民生委員名及び自治会名を自動で入力ができること。具体的には、民生委員や自治会などのエリア情報を変更した際に、避難行動要支援者との紐づけを自動かつ一括で更新する機能を有するものとする。				

機能要件確認表

重要度	必須：必ず実現しなければならないもの。満たさない場合は失格になりうる。
対応	◎：要求以上の水準で実現 ○：要求どおりではないが、代替機能の利用などにより、機能を実現 ▲：カスタマイズ（無償）で機能を実現 △：カスタマイズ（有償）で機能を実現 ×：記載の機能を実現できない。
カスタマイズ費用	「対応」において、「カスタマイズ（有償）で機能を実現（△）」となる場合は、その費用も記載すること。
その他	仕様書の本文も必ず参照すること。仕様書と本一覧は、互いに独立したのではなく、この一覧は仕様書本の下位文書であり、まず仕様書に依ること。対応における「実現」は、提案金額の範囲内で実現するという意味であり、別途費用をかけることで技術的に可能という意味ではないこと。

機能		重要度	対応	カスタマイズ 費用(税抜)	備考
9. 印刷機能					
9.1	本市が指定する帳票をシステムから出力できるようセットアップしシステムを納品すること。	必須			
9.2	印刷プレビューができること。また、出力するプリンター、印刷範囲(ページ指定)、部数の指定ができること。	必須			
9.3	宛名ラベル及び窓あき封筒用帳票の作成ができること。また、システムに登録されている複数の情報を組み合わせて印刷対象者を抽出できること	必須			
9.4	宛名ラベル及び各帳票については、システムに登録されている複数の情報を組み合わせて対象者を抽出でき（自治会・民生委員毎の地域単位）、宛名番号順や住所順等複数条件で印刷ができること。	必須			
9.5	住所、氏名等について、システムに登録されていない文字が含まれている場合又は各種帳票に印字しきれない（印字対象の文字列が帳票内の印字枠内に収まらない）場合は、当該項目を空欄又は空欄に代わる表示（「=」や「・」等）として出力することができること。その際、対象者リストを別途印刷すること。また、画面についても、同様の確認ができること。	必須			
10. 避難行動要支援者情報管理					
10.1	避難行動要支援者照会画面を準備すること。	必須			
10.2	避難行動要支援者の住民基本台帳情報及び世帯情報、同一地番世帯の情報の照会ができること。	必須			
10.3	避難行動要支援者情報の入力画面から、避難行動要支援者名簿、個別避難計画書、同意書等を帳票として印刷できること。	必須			
10.4	氏名、カナ氏名、住民登録地、性別、生年月日の管理ができること。	必須			
10.5	年齢の表示ができること。	必須			
10.6	自宅、携帯など電話番号が複数登録できること。	必須			
10.7	避難行動要支援者の支援事由とは別に、要介護者・要支援者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の等級を管理できること。 なお、身体障害者については障害名についても管理できること（障害が複数あるケースも含む。）。	必須			
10.8	難病患者の病名が管理できること。	必須			
10.9	本市が指定する、障害の内容・等級や要介護度、ハザード情報等を複合した条件で避難行動要支援者の支援の優先順位を自動で設定できること。	必須			
10.10	避難行動要支援者の支援の優先順位は、システム導入後も市の地域防災計画の見直し等に対応できることを前提とするため、優先順位の変更が可能なこと。（年齢要件：70歳～を75歳～に変更等）	必須			
10.11	住民基本台帳上の住所と実際に住んでいる住所（施設、仮設住宅など）が異なる場合に両方の情報を管理できること。郵送物の宛先を任意に選べること。なお、郵送物の宛先は、住民情報の住所以外に居住地を設定することで、その住所を宛先とする。	必須			
10.12	要支援者の自宅を地図上に登録できること。住民基本台帳上の住所と実際に住んでいる住所（施設、仮設住宅など）が異なる場合、実際に住んでいる住所を地図登録することができること。	必須			
10.13	避難行動要支援者の住居を地図上に登録するための機能として、アドレスマッチング機能（電子住宅地図の住所と要支援者の住居の住所を突合し一括で地図上に登録する機能）を備えるものとする。	必須			
10.14	住居外の方の登録もできること。	必須			
10.15	住居外の方の登録後、再登録の必要なく住民基本情報との結び付けができること。				
10.16	民生委員毎の担当地区や自治会の地図などのエリア情報を登録できること。エリア情報（地図データ、住所データ）により、民生委員や自治会などの情報を避難行動要支援者の属性情報として自動で登録・更新できること。なお、エリア情報とは、民生委員や自治会などの担当区域を指すデータをいう。	必須			
10.17	避難行動要支援者の住所が変更になった場合、民生委員や自治会などが自動更新できること。	必須			
10.18	緊急連絡先及び避難支援者の情報を管理できること。	必須			
10.19	緊急連絡先及び避難支援者はそれぞれ2人以上登録できること。	必須			
10.20	緊急連絡先及び避難支援者の宛名ラベルを印刷できること。	必須			
10.21	緊急連絡先及び避難支援者が対応する避難行動要支援者のリストが抽出できること。 また、それに対応した個別避難計画書、同意書、宛名ラベル等を印刷できること。	必須			
10.22	メモ区分を設定し、留意すべき点を簡単に記録できること。また、メモ区分により帳票出力や検索時に絞り込みができること				
10.23	氏名及び住所など基本情報の変更、死亡転出など異動情報の更新ができること。履歴情報を管理できること。	必須			
10.24	避難行動要支援者からの同意・不同意・同意未確認・未処理の区分設定ができ、統計資料及びリストとして抽出できること。 同意未確認とは同意確認を実施したが同意・不同意いずれかの確認がとれていない対象者、未処理は同意確認自体を実施していない対象者をいう。	必須			
10.25	同意者は、原則、全ての関係機関に情報共有するが、個人情報の共有可能な関連組織を避難行動要支援者ごとに設定もできること。 関係機関とは、市の設定する避難支援等関係者（警察署、消防署、民生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、相談支援事業所等）をいう。	必須			
10.26	登録する避難場所は、風水害時と震災時の2種類が登録できること。	必須			
11. データベース					
11.1	インポートした住民基本台帳等のデータから、本市が定める避難行動要支援者（同意の有無に関わらず）を判定し、避難行動要支援者名簿の更新処理をおこなうことができる。なお、避難行動要支援者から外れる場合は、確認リストの出力ができ、市職員による判断を前提とすること。 市職員が避難行動要支援者から外さない判断をした場合は、次回作成される確認リストに表示されること。	必須			
11.2	避難行動要支援者の対象要件区分は、システム導入後も市の地域防災計画の見直し等に対応できることを前提とするため、区分設定の変更が可能なこと。（例えば、「70歳以上独居」を「75歳以上独居かつ高齢者世帯」に変更するように、対象者の抽出条件を自由に変更できる機能）。	必須			
11.3	既存登録者で、要介護度や障害等級等に変更が生じている方は、自動で最新情報へ更新をおこなうこと。また、更新前の情報は、履歴情報として管理できること。	必須			
11.4	既存登録者が転出または死亡した場合は、自動的に廃止処理をできること。履歴情報を管理できること。	必須			
11.5	更新区分（新規・変更・転居・廃止等）を指定し該当者の一覧を表示ができること。	必須			
11.6	申請区分（新規申請・変更申請・廃止申請）を指定し該当者の一覧を表示ができること。	必須			
11.7	一覧表示画面において、並び替えや検索ができること。	必須			
11.8	一覧表示される対象者をCSVファイル出力できること。	必須			
12. 台帳の入力・編集					
12.1	避難行動要支援者ごとに全ての項目の変更履歴を管理でき、過去の情報を閲覧できること（変更箇所は背景の色などにより一目でわかること。）。	必須			
12.2	台帳入力画面はカテゴリ毎にタブ等で画面分割してあり、多くの情報を管理しやすく、同時に操作性を確保する設計であること。	必須			
12.3	内閣府が公開している「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に掲載されている項目の入力及び管理は拡張項目を利用せずにできること。	必須			
12.4	手上げ方式による申請者の入力にも対応していること。	必須			
12.5	手上げ方式による申請者の入力の際、氏名や住所等の情報を住民基本台帳等のデータより引用登録できること。	必須			
12.6	避難行動要支援者および避難支援者の位置登録は、アドレスマッチングにより住宅地図に自動登録できること。 なお、自動登録ができない場合は、対象者が一覧表示でき、職員がマウスで指示した位置で確定登録できること。	必須			
12.7	地図画面は、避難行動要支援者ごとに地図の表示位置や、個別避難計画などに地図付き印刷物が作成できること。	必須			

機能要件確認表

重要度	必須：必ず実現しなければならないもの。満たさない場合は失格になりうる。
対応	◎：要求以上の水準で実現 ○：要求どおりではないが、代替機能の利用などにより、機能を実現 ▲：カスタマイズ（無償）で機能を実現 △：カスタマイズ（有償）で機能を実現 ×：記載の機能を実現できない。
カスタマイズ費用	「対応」において、「カスタマイズ（有償）で機能を実現（△）」となる場合は、その費用も記載すること。
その他	仕様書の本文も必ず参照すること。仕様書と本一覧は、互いに独立したのではなく、この一覧は仕様書本の下位文書であり、まず仕様書に依ること。 対応における「実現」は、提案金額の範囲内で実現するという意味であり、別途費用をかけることで技術的に可能という意味ではないこと。

機能		重要度	対応	カスタマイズ 費用(税抜)	備考
13. 帳票全般について					
13.1	避難行動要支援者名簿の様式や個別避難計画の様式、それ以外に新たに登録する任意の様式等を含めてすべての様式を職員が修正、更新、追加できる機能を有すること	必須			
13.2	避難行動要支援者名簿や個別避難計画、それ以外に新たに登録する任意の様式を含めて、すべての帳票について対象者情報を反映した帳票を印刷の他に、PDF形式とEXCEL形式によりそれぞれ出力し保存できること。	必須			
14. 名簿の作成					
14.1	民生委員毎、自治会毎等配布先ごとの名簿出力ができること。 名簿の配布先（警察署、消防署、民生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、相談支援事業所等）を指定し、同意済みの避難行動要支援者を抽出し、避難行動要支援者名簿の作成がおこなえること。	必須			
14.2	避難行動要支援者名簿は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他の項目等を市の指定する様式で印刷できること。 また、本人の特記事項や緊急連絡先の情報、避難支援者の情報等より詳細な内容の名簿も印刷できること。	必須			
14.3	名簿の備考欄には、前回配布した名簿以降で新たに申請書の提出があった等、名簿を受け取った側が更新者を把握できる様、更新区分（新規・変更）の異動内容を印字ができること。	必須			
14.4	名簿印刷は、配布先（警察署、消防署、民生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、相談支援事業所等）及び対象者（同意・不同意・未返送・（不同意及び未返送））、形式（本人情報のみ、緊急連絡先及び避難支援者情報あり）を選択するのみの簡易な操作とし、複数の地域を一括作成できること。なお、施設入所者、長期入院患者、DV対象者を名簿に含める等の設定ができること。	必須			
14.5	同意の有無に関係なく、全ての避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者名簿を印刷できること（ただし、転出者や死亡者は除く）。	必須			
14.6	名簿印刷は、時点を設定して印刷することができること。	必須			
14.7	避難行動要支援者名簿及び要支援者一覧等帳票などシステムで作成した全ての帳票をExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。	必須			
14.8	名簿の配布先別で集計がおこなえ、配布前に件数のチェックができること。				
14.9	印刷ログを自動取得できること。				
15. 個別避難計画の作成					
15.1	個別避難計画の作成、出力ができること。策定状況が表示され容易に把握できること。 個別避難計画はExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。	必須			
15.2	個別避難計画（基本情報、避難行動要支援者の状態、避難支援に関する事項、緊急連絡先、特記事項、災害リスク、災害時の支援、避難経路、避難支援者等）の登録ができること。	必須			
15.3	避難経路は、避難行動要支援者の住居と避難場所を指定することにより道路中心線や歩道などを活用し最短経路探索・登録ができること。 ルート修正は職員が編集し更新できること。	必須			
15.4	個別避難計画作成状況（済・未）の登録ができ、策定状況が表示され容易に把握できること。作成年月の登録ができること。 登録済みの場合、個別計画や地図機能に飛べる機能があること。	必須			
16. 個別避難計画作成（提供）同意書の作成					
16.1	個別避難計画の作成（提供）同意書の作成、出力ができること。 作成（提供）同意書はExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。	必須			
16.2	システムに登録されている情報を複数組み合わせ対象者を抽出し、住所順や住民コード順に作成（提供）同意書を表示・出力できること。レイアウトに関しては市の指定する様式とする。 また、それぞれの緊急連絡先、避難支援者宛の情報提供同意書を表示・出力できること。	必須			
16.3	個別避難計画の作成（提供）同意書発送に関する発送日が管理できること。	必須			
16.4	個別避難計画の作成（提供）同意書発送日は発送リストより一括更新ができること。	必須			
17. 登録通知書の作成					
17.1	返送された同意書の内容を登録後、字丁目・民生委員・申請年月日等で該当者を抽出し、避難行動要支援者本人分、緊急連絡先分、避難支援者分を一括で表示・印刷できること。 その場合は、本人情報で住所順や住民コード順にソートをかけられること。なお、レイアウトに関しては市の指定する様式とする。	必須			
17.2	登録通知書発送に関する発送日が管理できること。	必須			
17.3	登録通知書発送日は発送リストより一括更新ができること。	必須			
17.4	印刷処理は、複数人を一括処理できること。	必須			
17.5	印刷ログを自動取得できること。				
18. 避難行動要支援者マップの作成					
18.1	電子住宅地図のライセンスを調達し、本システムにセットアップすること。	必須			
18.2	本業務で作成するエリア情報（民生委員や自治会など）を住宅地図に重ね合わせて表示・印刷できるようにすること。 市が保有している他システムに当該となるエリア情報（SHAPE）があるものは、受託者にて、（必要であれば）編集の上、登録し、全く区域データがないものは、紙ベースの指示図により一から作成すること。	必須			
18.3	民生委員や自治会などのエリア情報について職員にて更新をかけることができること。更新したエリア情報についてはデータ出力機能を有し、GISデータ（SHAPE）として保存することができるものとする。 その他のシステム（統合型GISなど）に登録することができる資産データとして活用できること。	必須			
18.4	ハザードマップの登録ができること。また、ハザード情報を住宅地図に重ね合わせて表示・印刷できるようにすること。 なお、ハザードマップデータ（メッシュデータ、SHAPE）の初期登録作業まで受託者で行うこと。メッシュデータについては、システムでの描画速度の向上、ハザードエリア内の対象者の抽出などの処理速度向上を図るため、ポリゴンデータとして加工編集をおこなうこと。また、稼働後、土砂災害警戒区域などのハザードエリア（SHAPE）が更新された場合にはデータ取り込み機能により、職員が更新できるようにすること。	必須			
18.5	ハザードマップの危険区域在住者の抽出ができること。 ハザード情報より浸水想定区域、土砂災害警戒区域に居住している対象者を抽出し、一覧表および地図に展開できること。 具体的には、ハザード情報（浸水想定区域等の種別毎、浸水想定区域については浸水深毎など）を対象者に自動でフラグ付けし、名簿一覧表や安否確認用の名簿一覧表などの帳票類や地図を出力する際にソートできる機能を有すること（例：A地区かつ浸水区域の対象者の名簿一覧表、安否確認用一覧を出力する。A地区かつ浸水区域の対象者のポイントを地図に表示し印刷できる。）。	必須			
18.6	危険地域を地図上に描くことができ、編集できること。	必須			
18.7	危険地域に居住している対象者を危険分類を設定する事により抽出し一覧表および地図に表示できること。	必須			
18.8	地図の拡大・縮小・スクロールの機能を有していること。	必須			
18.9	住所、目標物などによる地図検索ができること。	必須			
18.10	避難行動要支援者の位置情報は、住宅地図の家屋図形（ポリゴン）を自動取得し、氏名をラベル表示すること。また、同一建物に複数の避難行動要支援者が居住するラベルの表示は、1ラベルに複数人の氏名を列挙して表現すること。	必須			

機能要件確認表

重要度	必須：必ず実現しなければならないもの。満たさない場合は失格になりうる。
対応	◎：要求以上の水準で実現 ○：要求どおりではないが、代替機能の利用などにより、機能を実現 ▲：カスタマイズ（無償）で機能を実現 △：カスタマイズ（有償）で機能を実現 ×：記載の機能を実現できない。
カスタマイズ費用	「対応」において、「カスタマイズ（有償）で機能を実現（△）」となる場合は、その費用も記載すること。
その他	仕様書の本文も必ず参照すること。仕様書と本一覧は、互いに独立したのではなく、この一覧は仕様書本の下位文書であり、まず仕様書に依ること。 対応における「実現」は、提案金額の範囲内で実現するという意味であり、別途費用をかけることで技術的に可能という意味ではないこと。

機能		重要度	対応	カスタマイズ 費用(税抜)	備考
18. 避難行動要支援者マップの作成					
18.11	住宅地図上に家屋が無い場合は、家屋を追加し、避難行動要支援者台帳の情報と紐づけ登録がおこなえること。	必須			
18.12	任意範囲内に含まれる避難行動要支援者を抽出し、一覧表示できること。	必須			
18.13	民生委員又は自治会単位などによる避難行動要支援者マップの印刷が行えること。 その際、同意の無い避難行動要支援者や提供範囲外の避難行動要支援者を非表示にして印刷することができること。 また、優先順位による色分けができること。 印刷については、民生委員担当区や自治会区域などの区域設定がなされていれば、自動的にその該当区域が収まるよう印刷ができること。印刷以外にPDF形式で保存できること。	必須			
18.14	A4からA1までの各種用紙サイズや分割印刷に対応し、任意の縮尺で出力できること。 また、出力するデータはExcel形式、CSV形式、PDF形式により出力できること。	必須			
18.15	分割印刷した際は、図郭名がわかる様、索引図を印刷できること。	必須			
18.16	地図印刷時のプレビューができること。	必須			
18.17	避難行動要支援者の地図情報に避難経路図を表示できること、また編集が可能であること。最短ルート探索ができること。	必須			
18.18	地図に表示された避難行動要支援者マークをクリックして当該要支援者の台帳を表示・修正ができること。	必須			
18.19	避難行動要支援者と地域支援者のつながり線を自動的に仮描画できること。				
18.20	データ連携時に一括してアドレスマッチングができること。	必須			
18.21	地図上に表示された避難行動要支援者の家屋や避難行動要支援者のマーク（要支援者氏名の吹き出し図形等）をクリックして当該要支援者の台帳を表示・修正ができること。	必須			
19. 災害時の機能					
19.1	本システムより避難行動要支援者全体を対象とした安否確認用リストをExcel形式、CSV形式、PDF形式で出力できること。 また、名簿の配布先（警察署、消防署、民生・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、相談支援事業所等）、避難所、避難場所毎の安否確認用リストをExcel形式、CSV形式、PDF形式で出力できること。	必須			
19.2	安否確認機能は、安否確認対象者の抽出、確認状況の反映ができること。	必須			
19.3	安否確認機能は、安否確認対象者の一覧表の作成及び地図上への表示ができること。	必須			
19.4	災害が複数発生した場合でも、災害ごとに避難行動要支援者の安否確認が入力できること。	必須			
19.5	災害ごとに被災状況や安否確認情報が管理できること。	必須			
19.6	過去の被災状況や安否情報が、履歴として管理できること。	必須			
19.7	災害時には、避難場所及び避難状況区分等の条件を基に、避難状況一覧表を作成できること。	必須			
19.8	各行政区の避難状況の集計が表示・印刷できること。	必須			
19.9	安否確認状況を登録した安否確認用リスト（Excel形式）をサーバを介さず本システムに取り込み、結果を集計することができること。	必須			
19.10	地図で選択した区域の安否確認対象者が地図上に表示でき、未確認・確認済・不明ごとや優先順位ごとに色分け表示できること。				
19.11	一つの災害に対して区域を地図上で指定し、その地域の避難行動要支援者が抽出・設定できること。				
19.12	避難行動要支援者の住まいを確認できる様、個別避難計画及び避難行動要支援者名簿に地図QRコードを組み込んだ様式の印刷が行えること。				
19.13	サーバの障害発生や停止に備えてスタンドアロン形式（端末単体利用）への運用形態の変更が実施できること。 また、各端末で更新した情報をサーバーが復旧した際に集約して更新する機能を有すること。				
19.14	災害時はシステムをライセンスフリーとし、市が用意する端末にシステムをインストールし避難所等で避難行動要支援者名簿掲載者の詳細情報や安否確認結果等を反映できること。 避難所毎の対象者の安否確認結果や状況記録を特定の端末あるいはサーバーに全て集約して管理できること。 ただし、住宅地図は利用端末台数によるライセンスフィーがかかるので使用しない。				
19.15	緊急時用端末にて、安否確認用リストに安否確認状況（不在、負傷なし、軽傷、重症、死亡、要救助、行方不明）をフラグ管理にて登録できること。				
20. データ集計					
20.1	システムに登録されている情報を複数組み合わせる集計資料を表示・印刷できること。	必須			
20.2	避難行動要支援者において、男女毎、対象要件区分毎の集計を、指定した条件（更新日時、提供先、エリア、避難場所、組織別、年齢別、年代別等）で表示・印刷ができること。	必須			
21. 実態調査機能					
21.1	実態調査管理機能には、実態調査の任意の項目を作成、結果の入力ができ、調査結果の統計、集計及びグラフでの表示ができること。				
21.2	任意の質問項目が作成・編集ができること。				
21.3	調査表と同一様式で入力容易であること。				
21.4	日時や訪問内容が明確に記録でき支援者の特定ができること。				
22. 支援記録管理機能					
22.1	支援記録管理機能には、日時や訪問内容が明確に記録でき、任意の項目を指定した避難行動要支援者の支援記録のリスト作成・印刷ができること。				
22.2	支援回数を指定し避難行動要支援者のリスト作成・印刷ができること。				
22.3	支援の内容や行動区分ごとの統計が表示・印刷できること。				
23. セキュリティ					
23.1	パスワードは有効期限の設定ができること。	必須			
23.2	システム利用者ごとに利用者権限及び閲覧制限が設定でき、その変更も管理者においてできること。	必須			
23.3	利用者権限に応じた操作履歴が操作者および日時の条件設定のもと確認ができること。（操作者、日時、操作内容のアクセスログ）	必須			
23.4	全てのシステム操作のアクセスログ（操作者、日時、操作内容）を確認できること	必須			
23.5	アクセスログは、条件に該当する操作履歴をCSV形式で出力できること。	必須			
23.6	システムに関わるサーバー機器を対象に、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新する仕組みを構築すること。	必須			
23.7	その他、御前崎市情報セキュリティ基本方針に基づくシステムであること。	必須			